

○松本部会長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから「国民生活審議会消費者政策部会第1WG」を開催いたしたいと思っております。本日は皆様には大変お忙しい中、また梅雨でだんだんと蒸し暑くなってきた中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

なお、本日は御船座長が御欠席のため、御船座長と相談の上で、私、松本が座長の代理を務めさせていただきたいと思っております。

本日の会合では、本ワーキンググループでこれまで審議してきた事項に関するとりまとめ案について御討議させていただきたいと思っております。

まず事務局から、資料1「消費者基本計画の検証・評価・監視について（案）」及び資料2「検証・評価・監視シート」について御説明を行っていただき、その後、審議を行っていきたくと考えております。

それでは、まず事務局から資料の御説明をお願いいたします。

○服部消費者企画課長 御説明させていただきます。資料1及び資料2でございます。

まず資料1「消費者基本計画の検証・評価・監視について（案）」でございますが、これはこれまで開催された2回のワーキンググループにおける御審議、また各委員からの御質問及びそれに対する担当省庁からの回答等も踏まえまして、今年度の検証・評価・監視に当たって計画の進捗状況を整理するとともに、今後の重点的取組みについて、座長と事務局との間で相談し、とりまとめたものでございます。御審議を賜りたいと思っております。

なお、同様のものは第2ワーキンググループにおきましても、昨日御議論いただきまして、7月12日の消費者政策部会では合体するような形で御提出したいと考えております。

次に資料2「検証・評価・監視シート」でございますが、既にこれまで2回の審議におきまして御提出させていただきました検証・評価・監視のシートでございます。表の中央及び右側でございますように、各委員からいただきました御質問・御意見に対する、担当省庁からの回答が記載されておりますので、それらの回答を踏まえまして、左側の検証・評価・監視の欄を充実させる形で、リバイス版を各省庁に作成していただきまして、それを7月12日の消費者政策部会でのとりまとめに際し、参考として御提出させていただく予定でございます。

なお、資料1の方の意見と資料2の方の意見の関連でございますが、資料1の意見が上位にあると御理解をいただければ幸いです。

それでは、資料1につきまして、御説明をさせていただきます。

まず前書きの部分でございますが、第1パラグラフは、消費者基本計画における検証・評価・監視の位置づけでございます。

第2パラグラフでございますが「計画の検証・評価・監視を行うに当たっては」ということで、国民生活審議会の答申における記述内容を記載しております。

第3パラグラフでございますが、消費者政策部会における審議、2つのワーキンググル

ープの設置・審議等について、まとめております。

このワーキンググループで御担当していただきました、5つの重点事項を明示しております。

「I. 計画の進捗状況」でございますが「計画に掲げられた重点施策に関し、策定後これまでに実施された主な措置は、以下のとおりである」としております。この項目立ては、消費者政策の基本的方向・重点という消費者基本計画で盛り込まれました内容に沿って、まとめております。

「(1) リコール制度の強化・拡充」でございます。

「① 自動車メーカーからの安全上重要な情報についての報告の受領（四半期毎）及び自動車不具合情報ホットライン（消費者等からの情報収集の窓口）の広報による情報収集体制の強化、安全性に疑義のあるメーカーに対する集中的な監査の実施、交通安全環境研究所における安全性に疑義のある自動車の現車確認等による技術的検証の実施を内容とする自動車リコールに関する不正行為の再発防止対策の徹底を図った」ということでございます。

計画において実施することとされているものについては、すべて措置したということでございます。

「② 消費生活用製品に関する事故情報について」ということで「医療機関、消防、警察等から入手することにより事業者にも報告を促す観点から、医療機関関係者等との意見交換を実施」というものでございます。

「(2) リスクコミュニケーションへの消費者の参加促進」でございます。

「① 消費者をはじめとする国民の関心が高いテーマ（BSE、残留農薬等ポジティブリスト制度等）を中心に、関係機関が連携して意見交換会を全国各地で63回実施」というものでございます。

「② 国内外におけるリスクコミュニケーションの事例把握、リスクコミュニケーション手法の調査、リスクコミュニケーションの評価、消費者意識の把握方法についての予備的な調査を実施」いたしました。

次に「(3) 食の安全・安心分野におけるトレーサビリティ・システムの普及推進」でございます。

「① 農産物の生産情報公表JAS規格を制定（平成17年6月）。研修会等を実施し、普及・啓発に努めた」ところでございます。

また「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」に基づき、個体識別番号を表示した耳標の装着等を実施いたしております。

「(1) 消費者教育の推進」でございます。

「① 内閣府と文部科学省との間で消費者教育連絡協議会を開催し、消費生活相談や消費者教育の現状、消費生活センターと教育委員会との連絡強化等について、情報共有、意見交換を実施」いたしました。

「② 都道府県・政令指定都市に対して、消費生活センターと教育委員会との連携状況についての調査を実施するとともに、消費者教育の推進のための消費者担当部局と教育担当部局との連携強化について要請」を行いました。

「③ 消費者問題の変化に即応した教材、指導書、啓発資料等を作成し、消費者への教育・啓発・情報提供を実施」しました。この具体的な資料等につきましては、第1～2回で御提示させていただきました。

「④ ライフステージに応じた消費者教育の目標（62の目標）をとりまとめ、消費者教育の体系化を推進」いたしました。

次に、環境面でございます。

「消費者によるCO<sub>2</sub>削減に向けた環境配慮行動を呼びかける国民運動「チーム・マイナス6%」が発足」いたしまして、「特にクールビズは95%以上の認知度を得、推計で約46万トンのCO<sub>2</sub>削減効果を得た」ところでございます。

ごみゼロ推進大会の全国大会と地方大会を実施いたしました。ウェブマガジンにより環境に優しいライフスタイルに関する情報も提供してまいりました。

環境保全に関する取組みを行う家庭を「エコファミリー」、その代表者を「我が家の環境大臣」として登録し支援する事業を開始いたしました。

次に「II. 今後の重点的取組み」でございます。今まで申し上げました計画の進捗状況を踏まえまして、今後、以下の事項を重点として、関係省庁一体となって強力に取り組むことが必要であるとしております。

「（1）リコール制度の強化・拡充」でございます。

「① 自動車のリコールに関する不正行為の再発防止対策を引き続き着実に実施する」。

「② 消費生活用製品（電気製品等を含む）に関して、医療機関等からの事故情報の入手、諸外国における事故情報の収集等、製品事故に係る情報収集を充実させるための方策について検討する」としております。

「（2）リスクコミュニケーションへの消費者の参加促進」でございますが「参加対象者の関心に応じた意見交換会の開催、消費者の意見がどのように政策等へ反映されたかについての説明、情報提供の方法、関係者のリスクコミュニケーション技術の向上方策等に関して、府省連携して方針を策定する」としております。

生産情報公表JAS規格につきましては、普及・定着の観点から、消費者や事業者の理解の増進を図るとしております。

「（4）エレベーターの安全性の確保」。これは昨日の第2ワーキンググループの方で、緊要な消費者トラブルへの対応ということで、資料に盛り込まさせていただいたものでございますが、こちらのワーキンググループにも関係することでございますので、エレベーター事故の再発防止策について検討を進めるということ、ここで記述しております。

「（1）消費者教育の推進」でございます。

「① 消費者教育の体系化に関して、各ライフステージにおける消費者教育の目標を達

成するため、具体的にどのような場でどのような内容の消費者教育を実施していくのかについて検討する」としております。

内閣府と文部科学省との間の消費者教育連絡協議会でございますが、「消費者教育の体系化を推進するとともに、都道府県・政令指定都市における消費者担当部局と教育担当部局との連携の進捗状況、進捗がみられた事例等について調査し、その結果を公表する。また、市区町村における当該連携の実態把握に当たる」としております。

「③ 消費者教育の全体にわたって教材等を計画的・効果的に整えていくため、消費者教育連絡協議会（仮称）を開催し、関係団体等からの情報収集、関係省庁間における情報共有・調整を行う」としております。

最後に環境面でございます。「チーム・マイナス6%」の定着に向けて、市民団体や地方公共団体との連携を強化するとしております。

「② 製品の購入時にどの環境ラベルをどのように活用したらよいかを消費者の関心に応じて解説する機能や、消費者が個々の製品について環境ラベル情報を一覧することができる機能等を有する環境情報ポータルサイトの構築について検討する」としております。

最後でございますが、「身近な化学製品の危険有害性に対する消費者の理解を促進するとともに、『化学物質と環境円卓会議』を引き続き開催し、また、同会議の成果の消費者への普及を促進する」としております。

次に資料2でございますが、番号1～16の各施策につきまして、右の欄にワーキンググループの意見といたしまして、委員からの質問・意見及びそれに対する回答を踏まえ、検証・評価・監視のシートを修正することといたしております。

特にこのワーキンググループにおきましては、検証・評価といった面に関しまして、もう少しこういうふうな形で説明すると、よりわかりやすいのではないかなという数々の御助言、御示唆をいただいております。それに基づいた回答におきましても、そういったことが明確になっております。そうした御意見、回答というものを踏まえて、検証・評価・監視のシートを充実するということといたしております。

以上でございます。

○松本部会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの資料1及び資料2の説明につきまして、御意見、御質問がある方は、どうぞ御発言ください。

○東委員 個別の質問ということではないんですが、今日のこのワーキンググループの議事がどういう形で進んでいくのかということについて、まだよく理解していないのですが、資料1については、最終的に認証・評価・監視についてということと提出する文書案ということですので、まず私どもが意見があれば、適宜申し上げて検討していただいて、修正するなりという可能性が残されているということは、まず1つございますね。

ここに行き着くプロセスとしてのシートが、これまで積み上げたものが全部ここに入り込んでいる。ですので、これを適宜もう一度再チェックしながら、ここに書いてある文案について、意見があれば申し上げていくということが今日やるべき主な課題ととらえてい

いんでしょうか。

それとも、こちらのワーキンググループの意見を踏まえ検証・評価・監視のシートを修正することという、一番右の欄ですね。ここにある最終的な修正をしていただくための意見を、私どもが更に求められていると認識したらよろしいんですか。申し訳ございませんが、全体を理解しておりませんので、御説明をお願いします。

○服部消費者企画課長 どうも大変失礼いたしました。このワーキンググループは今まで2回開催させていただきまして、まず第1回目でございますが、ここの検証・評価・監視シートの中の左側の部分、各担当省庁の原案というものを御提示させていただきまして、意見交換、質疑応答をさせていただいたところでございます。

第2回目でございますが、重点審議施策というものを6～7ほど抽出いたしまして、重点的に審議をしていただきました。そこにおきましては、各委員の方々からプレゼンテーションというものをさせていただきまして、この場でも担当省庁の方々と意見交換をさせていただいたということでございます。

そうしたことを踏まえまして、特に重点的に御審議いただいたものを中心に、検証・評価・監視についての案として、資料1というものをつくらせていただいております。ですので、本日はこの資料1を中心に、追加すべきようなところがあるのか、修正すべきところがあるのか。そういった御意見を賜りたいと考えております。

資料2でございますが、今までの経緯の中で、非常に貴重な御質問や御意見、また、ここで書かれている回答というものは、政府自体が検証・評価・監視シートというものを充実させる上で、非常に役立つものではないかということでございまして、こういった形でここに盛り込んでいないようなことにつきましても、検証・評価・監視のシートの中で適宜盛り込んでいく御意見をさせていただくことが考えられるのかなということで、こういうふうにさせていただいたわけでございます。ここで書いてあること一つひとつについて御意見をいただくというよりも、今までの審議の中で御意見をいただくような重点的なものは、こちらの方はかなり抽出されているのかなという認識でございます。

○東委員 ありがとうございます。

○松本部長 資料2が言わばこのワーキンググループの審議の記録のようなもので、資料1の方が言わば報告書のようなものになるから、1を中心に御意見をどうぞお出しください。

大河内委員、どうぞ。

○大河内委員 遅れて申し訳ないです。自分がここで発言したことなので気になったんですけども、2ページの経済産業省の「(1)リコール制度の強化・拡充」のところなんですけれども、そこには、医療機関、消防、警察等から入手することによって医療機関と意見交換を実施したということなんですけれども、結果的には医療機関と意見交換をしたとおっしゃってましたね。そこでこういう成果があったというよりは、チャレンジをしたけれども、むしろその壁の厚さがわかったというような御発言だったと思うんです。

次に、今後の重点的ということ、18年度にまた医療機関からの事故情報の入手と重ねて書いてあるんですけども、それもいいんですが、ほかの消防とか警察とか、やらなかったところをやるというふうには、なぜならないのかなと思うんです。

○服部消費者企画課長 今、私は第2回目の議事録を見ているんですけども、いろいろと難しいところとか、今おっしゃられましたような壁というのは幾つかあるということとございますが、まだ突破していくということを諦めてはいないということ、最後に担当省庁の方から申し上げさせていただいたところとございます。非常に重要な情報だということで、これは委員の皆様方も御認識いただいているかと思っておりますので、それを突破、成案に向けて検討していくということ、18年度に行いまして、一定の結論を得る。今回は具体的なことを明示させていただいたわけとございます。大河内委員の御指摘のように、いろいろとその壁はあるというお話をさせていただいたわけではございますが、突破に向けて取り組んでいくという趣旨でございます。

○松本部長 たしかこの点では、国民生活センターが事故情報を医療機関から集めているはずですから、経済産業省だったら不可能だけれども、国民生活センターなら可能だということも多分ないかなと思うので、そこはどういうふうに話を持って行って、信頼関係を得るかということになるかと思っております。

ここに国民生活センターが入ってもおかしくないわけですね。リコール情報ではなくて危害情報ですが、②に関しては危害情報と限定をすれば、国民生活センターもやっていることであるけれども、国民生活センターにはリコールについての何らかの指導をしたり命じたりする権限はないということで、そこになると経済産業省の仕事ということになるでしょうけれども、そうしますと国民生活センターと経済産業省との情報の連携というのも問題になってくる、必要だということになるかと思っております。

○大河内委員 もう一つ、同じことなんですけれども、この前も言っているんですけども、その「(1)リコール制度の強化・拡充」の中で、情報収集だけをここに書かれているんですけども、ただ集めるだけでは、実際に事故を防止したりとかはなかなかできませんね。結局はどうやって止めるかということが大事なわけですから、そののところに何も触れていないというのも問題かと思うんです。

○松本部長 その止めるというのは、製品回収以外のやり方、で危険性について消費者、ユーザーに周知をしてという意味ですか。

○大河内委員 早い段階で危ないよということです。

○服部消費者企画課長 御指摘のところは、この前の第2回のところでもいろいろと御議論がありまして、いわゆる分析というんでしょうか。そこが非常に重要だという御意見もあったと思っております。

なぜそのところを今回ここで触れていないかという御質問だと思うんですけども、情報の収集のところはまだまだ検討する余地が大きいのではないかと。これは各委員からも御指摘があったと思うんですけども、諸外国、特に議論がありました中国です。そのの

ところの情報というのは日本だけではなくて、欧米諸国も非常に興味を持っていて、そういったところとの連携みたいなものも、そういった連携に入っていくということでいろいろ工夫があるにしても非常に重要ではないかということで、情報収集の中でもある意味で弱い部分がございますので、そこを今回は書かせていただいた次第でございます。

○津武委員 今回書かせてもらっているというのは、どこに書いてあるんですか。

○服部消費者企画課長 3ページの1の(1)の②「諸外国における事故情報の収集等」です。

○津武委員 情報収集をするというのは極めて重要だと思うんですけども、今、その情報をいかに分析するかが非常に難しいんだとおっしゃっていましたが、私たちとすれば、収集した情報をいかにみんなに知らせるかという形のもの、どうやるのかなというところが一番の関心なんです。

○服部消費者企画課長 今回、消費者政策部会での御審議の対象は消費者政策の重点に対応する施策で、なおかつ17年度に期限が設けられているものが中心になっております。今回の審議対象からは外れてはいるんでございますけれども、もう少し消費者の視点に立ちまして、きちんと情報提供ということで、社告等による製品の回収措置に関する情報を的確かつわかりやすく消費者に伝える仕組みの構築というものがございます。

これは1つが社告等一覧できるポータルサイトについての在り方について検討するというものでございまして、18年度までに一定の結論を得るとしております。

もう一つが、消費者にとってわかりやすい効果的な社告等の在り方について検討するというもので、これは平成19年度までに一定の結論を得るとしております。

平成17年度におきましては、そういう製品回収の情報入手、情報提供ということに関して、実態を見てみようということで調査をしております、現在とりまとめているところでございます。

消費者は、例えば、こういったところから情報を入手しているのか。事業者サイドでありますと、どういう方法で情報提供しているのか。こういう基礎的な調査を行いまして、それを手がかりに、今、申し上げた2つのことについて、こういった在り方がいいのかということ、18～19年度に検討していきたいと考えております。

○松本部長 今の点は恐らく、来年度に行うこの検証・評価のところ、今の問題を扱うことになると思います。

○大河内委員 質問です。エレベーターの安全確認と出ていますけれども、エレベーターそのものは国土交通省らしいんですが、メンテナンスは経済産業省でなかったですか。違うんだという話を聞いたことがあるんです。

○服部消費者企画課長 今、実際に国土交通省でこういう検討をしております、まさに今どういう対応をするのがいいのかということを進めておりますので、そのことをきちんとこの資料でも明記することが適当ではないかということで、簡易な文章でございまして、挿入させていただいたところでございます。

御質問には今、私自身がどちらなのかというのはあれですけれども、こういった事故が起こらないようなことについて、検討を進めるということです。

○大河内委員 ここに経済産業省も加えたらどうかなと、私は思っているんです。

○松本部長 国交省の方がいらっしゃいましたら、御存じないですか。

自動車の修理は経産省かというとならば、国交省ですね。そうすると同じように国交省の可能性が大きいと思うんですけれども、そこは確認してください。

○服部消費者企画課長 はい。

○松本部長 どうぞ。

○東委員 別の事項についてよろしいですか。私は先回も消費者教育関連のことで少し発言もさせていただきましたので、それ絡みのことで感想と質問という形でお願いしたいと思っております。

消費者教育に関連しましては、今年度の進捗状況につきましても、今後の重点的な取り組みにつきましても、大きくはその連携ですね。連絡協議会等の連携、教材の作成、体系化という3つの大きな視点で、進捗もそうでありましたし、今後の重点的な取り組みもそういう形でお書きいただいているということであるかと思えます。

それにつきましては、非常にたくさんの省庁の名前が列記されておまして、私どもは最初に基本計画を拝見したときには、内閣府と文科省とあとはもう関係省庁という形で、国民生活センターも載っていたかと思いますが、そういう形で一括して表記されていたものが、こうやった具体的に名前を挙げていただきますと、確かにやはりどこもここも連携しながら、それぞれの立場で取り組んでいただけるんだなということで、こういうふうにいただいたということは非常に評価させていただきたいところでございます。

ただ、これはやはりそれぞれの役所によって取り組み方には違いがあるといえますか、そういう解釈でよろしいのでしょうか。

例えばですけれども、4ページの「消費者教育の推進」の①の体系化のところと③の教材の作成についても、どちらも横並びでたくさんの省庁の名前が挙がっているわけですが、例えば教材についてこれだけ挙がっているけれども、ここが全部教材をつくるというイメージではなくて、教材をつくるためにそれぞれが連携するというイメージなんですか。その点をまず1つ教えていただきたいと思えます。

○服部消費者企画課長 実際にどういうものをつくっていくかというのは予算要求との関係もございまして、予算要求の段階でそれぞれどういうものをつくるのか、つくらないのかを明確にすることも、非常に重要な情報かと思えます。それによってどこかが空欄になるということになると、そのところもカバーしていくということも考えられるわけございまして、実際にどういうところをターゲットにしていくかも、こういった関係省庁が情報交換するということは有益かなと思っております。

仮に作成しない場合でございまして、やはり消費者教育で実際に教材をつくる場合、教材を生かしていく過程、それぞれほかの省庁との連携と協力、示唆が非常に重要ではな

いかと思ひまして、そういった場面でもほかの省庁との協力というのは重要ではないかなということ。これはもう実際に予算要求をしていく段階で、具体的に突き合わせていけばいいのかなと考えています。

○東委員 続けさせていただいてよろしいでしょうか。そういうことで是非お願いしたいと思ひますし、教材作成に関しては少し体系化と連動させながらといいますか、せつかく体系化で、消費者教育にはこういう部分があるんだよということ、縦軸にライフステージを取つて、年齢別にやつた。

そうするとクロスしていくところのそれぞれについて、この辺りはここの役所でやれるのではないか、この辺はここの省庁でやれるのではないかといったような、イメージとしては、せつかくこの体系化と教材を並行してやつていただいて、しかもそこにたくさんの府省庁の名前が挙げられているということから、今、言つたようなトータルとして消費者教育を全体としてとらえながら進めているという持つていき方を是非お願いできたらと思ひつております。

ここの文面にどう盛り込むかということとはともかくとして、私自身はそういうイメージを持つておりますので、是非そのところをお願いしたいと思ひます。

いずれにいたしましても、これだけ今まで部分部分で見ていたものが、全体が見えて、ここはとても成果が上がつた部分であるなと思ひつております。

あとは細かい質問になるんですけども、やはり4ページのところなんですけれども「2. 消費者の自立のための基盤整備」の「(1) 消費者教育の推進」の②に「内閣府と文部科学省との間で消費者教育連絡協議会」とありまして、そして、また③のところ「消費者教育の全体にわたつて教材等を計画的・効果的に整えていくため、消費者教育連絡協議会(仮称)」とありまして、後半の方は仮称ということですが、同じ名称で出ておりますので、最終的には全部がそれは連絡協議会ということ、一つのまとまりになるというのが理想なのかなとは思ひますが、しかし、内閣府と文部科学省はまた別の次元で非常に濃くつながつているところになると思ひますし、それ以外の部分というのは大きな緩やかなネットワークになってくると思ひますので、その書き分けといいますか、その辺りを少し工夫していただけるといいのかなと思ひました。それが質問のような御意見のようなこととございます。

もう一点、これは明らかに質問の方に属しますが、以前にこの教材を一元管理するということについてのお願いを申し上げましたときに、ポータルサイトの話が出ていたかと思ひます。

これについては勿論個々の重点ということではなくてもやることはたくさんあるんですけども、特にここの重点的な取組みといふところには、その辺りの部分は含めなくていいのか。あるいはその部分はここに掲載していない理由といふものがございましたら、少し教えていただきたいと思ひます。

以上でございます。

○服部消費者企画課長 3点いただきまして、1点目の体系化等との連携というお話ですが、委員に前回プレゼンテーションをしていただいた資料の中では、たしか消費者教育の体系化の進捗状況、成果を踏まえて、という御表現をされたと思いますが、ここで書いてありますのはその趣旨にのっかってさせていただくということでございます。

2点目は、重なっている名称については検討させていただければと思います。

3点目のポータルでございまして、ポータルサイトにつきましては、17年度特に何か検討しているかということになりますと、特にしておりません。18年度までに基本方針について一定の結論を得るということでございます。現在の状況は17年度当初の計画策定時と同じでございますので、あえて今後の重点ということで特記すること、1年間の進捗状況を踏まえて何か新しいものを付加するということではないと思っております。そういう観点から、ここでは特記しておりませんが、勿論ポータルサイトにつきましても体系化の進捗状況といったものを踏まえて進めていきたいと思っております。

○東委員 ありがとうございます。

○松本部会長 いかがでしょうか。ほかに御意見、御質問はございませんでしょうか。御議論いただいた部分をまとめたということですから、特におかしなことが書いてあるとか、意見が分かれているとか、そういう問題は余りないと思いますが、先ほど御指摘いただきました幾つかの点につきましては、文面をどのようにするかについて、最終的に部会で報告するまでに少し、私と座長と事務局とで議論をして、12日に臨みたいと思います。

ほかに何かございましてでしょうか。早川委員、どうぞ。

○早川委員 質問なんですけれども、これの4ページのところの「(1)消費者教育の推進」の③です。教材関係を整えていくために関係団体からの情報収集と書いてありますが、この関係団体というのはどこら辺の範囲を指しているのかを教えてくださいなと思ったんです。

○服部消費者企画課長 前回、これは東委員にプレゼンテーションをしていただいたと思うんですが、いただいた文面の中では、消費者団体、事業者団体、有識者の方、このほかマスコミの方も明記されておられたのかもわかりませんが、その年度ですべてということではございませんが、こうした範囲の中から、教えていただくということも含めて、いろいろと情報交換のできる場を持ちたいと考えている次第でございます。

○早川委員 そういうふうには受け取っているんですが、実はちょっと観点が違うかもしれませんが、やはりいろんなことを知っていただきたい、教えたということが基本になっているわけですから、何か足りないのか、何を知らないのかということ把握するためにも、把握してその教育の内容なり効果的な教材なりをつくっていくのではないかと、思うんです。

そういった国や行政がするとき企業が入ってくるとまずいかもしれませんが、情報として、それぞれの企業の企業団体がありますね。そういうところに、例えば車だったら車、食品だったら食品、化学のものなら化学といういろんな団体で、自分たちがユーザー

としている消費者が何に困って、何を間違え、何を知りたいと思っているかという情報は、お客様相談窓口だとかいったところに日々入ってくるので、それも参考になさると、そういう教材関係だとか消費者教育の内容を構築していくときに、本当に与えたい人と受ける人のギャップが埋まるのではないかと私は思ったわけです。

○服部消費者企画課長 大変貴重な御意見をありがとうございます。消費者教育の体系化ということで、今年度はどういった内容のということで考えているわけですが、今いただいた御意見というのを踏まえて検討を進めていきたいと考えております。

○松本部長 たしか東芝の話だったと思うんですが、東芝のある施設が地域の中学校の生徒に来てもらって、施設の環境についての評価を中学生の目線でやってもらって、それを環境報告書（「東芝研究開発センター環境サステナビリティ報告書 2003」）という形で出したところ、非常に評判がよかったという話を聞いておまして、そういうような企業が主体となって、企業にとっても、子どもたちにとってもプラスというものも盛り込んでいければ面白いと思います。

○早川委員 一番最初にも私はお話をしましたけれども、もっともとうまく企業を利用するという観点でも是非、日本の事情はなかなかメーカーだとかいうところをうまく取り込むというのは難しいようですけれども、アメリカだとかヨーロッパというのは、そういう消費者教育の中に業界団体とかメーカーだとか、そういったところを上手に使って、本当に生きた消費者教育が進んでいるなと思いますので、お願いいたします。

○松本部長 どうぞ。

○東委員 今の御発言に関連してなんですけれども、やはり事業者も本当にいろんな教材の開発をかなりしております。もう既に皆さんは御存じだと思いますが、財団法人消費者教育支援センターの方で、行政の方も勿論しておりますけれども、企業の教材の表彰などをしておまして、そういうときなども本当にいろいろと、公の視点とは違った形での面白い教材の取組みなどもありますので、是非そういったものについてもうまく取り入れながら、本当に効果的な消費者教育が全体として進んでいくような仕組みをつくっていくという辺りについて、私も是非お願いしたいと思いました。

以上です。

○松本部長 いかがでしょうか。ほかにございませんでしょうか。

もしございませんようでしたら、先ほども申し上げましたが、今日出されました修文等につきまして、座長と事務局と私とで相談の上で、最終的な12日の報告案としてまとめたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○松本部長 ありがとうございます。

それでは、事務局から今後の進め方について、よろしくお願いいたします。

○服部消費者企画課長 消費者政策部会を7月12日に予定しておまして、正式な御案内については今、手続を進めさせていただいているところでございます。

次の消費者政策部会におきましては、第1ワーキンググループと第2ワーキンググループから、それぞれ座長から御報告をいただき、全体的なとりまとめにつきまして、御審議いただきたいと考えております。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○松本部会長 それでは、本日は予定よりも早く終わったという感じでございますけれども、これで閉会とさせていただきたいと思っております。

本日はお忙しい中をお集まりいただきまして、どうもありがとうございました。